

【電子申請】取引士証再交付**提出書類及び注意事項**

※ 電子申請は国土交通省手続業務一貫処理システム（以下のページ）から行ってください。

<https://e.mlit.go.jp/>

電子申請にはeMLITもしくは**GビズID**のアカウントが必要になります
eMLITアカウントについては、以下のページのマニュアルをご覧ください

<https://emlit-portal.mlit.go.jp/help/manual/>

GビズIDについては以下のページをご覧ください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

GビズIDに関するお問い合わせは「GビズIDヘルプデスク」にご連絡ください。詳しくは以下のページをご覧ください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html>

・提出窓口

申請フォーム	宅地建物取引業法 宅地建物取引士証の再交付申請【宅建】
申請先(都道府県)	和歌山県
申請先	和歌山県県土整備部都市住宅局建築住宅課企画指導班

・チェックリスト

宅地建物取引士証の再交付申請

申請の詳細	添付書類及び確認事項
手数料納付関係	和歌山県証紙(4,500円)分を手数料貼付用紙に貼付の上、以下のとおり郵送もしくは持参。 郵送：県庁建築住宅課に簡易書留等受け取りが確認できる方法で郵送 持参：各区域を管轄する振興局建設部又は県庁建築住宅課に持参 電子申請の受付は県証紙の受け取り後に行いますので、電子申請後速やかに県証紙の郵送もしくは持参。
運転免許証、顔写真が入った本人確認書類の写し	顔写真が入った身分証明書（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード（表面）等）
委任状	代理人による申請の場合に必要。任意様式。
代理人の本人確認書類	代理人の顔写真付きの身分証明書（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード（表面）、行政書士証等）
その他添付書類	※取引士証亡失・滅失の場合 取引士証亡失・滅失状況届又は○遺失物届証明書、届出証明書（警察署で交付） ※取引士証汚損・破損の場合 取引士証原本を手数料と一緒に郵送もしくは持参。
顔写真	カラー写真で、無帽・正面・上三分身・無背景であること。 jpeg形式で縦横比1.25:1で添付。

注1 添付書類中、官公庁の証明書類は発行日から3か月以内のもの。
各書面の符号の意味△＝官公庁の証明○＝手元保管又は各自作成